

此はどりの女孺は代を用ゆ六人也、練の小袖の上に、すゞし四幅長四尺餘のきぬ、裏はみどり、松の立木に椿花の樹陰、粉色紫紅白の雲形、金銀の箔を付て、袖は一尺ばかりにして仕立たる物也、其上に生絹ひとへ縁にて胡粉にて蝶を書て、腰ぎりなるきぬにて、袖は半幅にしたる物を著る、緋の袴も丈四尺計にて短き精好にてはなし平絹なり、髪はすべらかし、長かもじ、末ひたひ、平ひたひ、おさへまやうなんとゑりさいを付たる物也、

次褰帳命婦二人著座、次威儀命婦著座、次左右侍從代、及少納言入自東西階昇堂上、各出南榮揖、而相折至南庇東西第二間相揖、北行入楹内立壇上相對而揖、次伴佐伯兩氏立門下、次開門、此御門承明門次兵庫頭進幄前、召刀禰鼓可擊之由申之、内辨宣令擊、兵庫頭召鼓師令擊之、諸門鼓皆應之、次外辨公卿依位立幄座、入自承明門著標異位重行、

標は或は大臣大中納言參議、位の高下にて置、木工寮是を具し、式部省是を點檢せしむる也、異位重行とは二位一位、三位一位、四位一位、くらゐをことにするゆる異位と云、重行とは二三四位かさなり行立を云也、

此間隼人吠三節、近代其由計歟、諸仗皆立、伴佐伯降壇北面立、次執柄以職事問吉時於陰陽師、申刻已至之由、次天皇御高御座、始自後房、今度用清涼殿至于高御座後、階下敷筵道、執柄候御簾、

天子出御まします時、清涼殿より筵道を敷、其上ふたん等をしきも、うくる事、執柄御簾に候すと云事は、清涼殿の簾外において、出御の時、關白御簾を卷あげ給ふ事也、

御前命婦左右相並前行持、劔璽、劔ハ左、内侍持之、璽ハ右、典侍持之、職事扶持之、次宸儀進行、藏人頭取御笏宮相從、御前命婦留立高御座後、男柱下、内侍以下自後階候、帳外壇上、宸儀著御高御座、藏人頭褰御帳後帷、内侍昇北階、自御帳東置劔於御座左方、又一人如前參進、置璽於同所退下、或著御已前置也、

劔璽の置物机、高御座内御座の前左右にまうけ有也、其御机に御劔御璽の筥を置、是等の事は